

電気供給約款【低圧】 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

エリア	改定前	改定後																																						
東北	[最終改訂日：令和3年11月1日]	[最終改訂日： <u>令和4年2月1日</u>]																																						
東北	<p>13 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="262 488 1032 1094"> <thead> <tr> <th>需要区分</th> <th colspan="2">契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">電灯需要</td> <td colspan="2">定額電灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">従量電灯</td> <td>3段階料金</td> </tr> <tr> <td>一律単価料金 (CO2ゼロホームプラン)</td> </tr> <tr> <td>定率割2-A</td> </tr> <tr> <td>定率割2-B</td> </tr> <tr> <td>定率割2-C</td> </tr> <tr> <td>一律単価料金 (CO2ゼロショッププラン)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電力需要</td> <td rowspan="2">低圧電力</td> <td>季節別プラン</td> </tr> <tr> <td>CO2ゼロプラン</td> </tr> </tbody> </table>	需要区分	契約種別		電灯需要	定額電灯		従量電灯	3段階料金	一律単価料金 (CO2ゼロホームプラン)	定率割2-A	定率割2-B	定率割2-C	一律単価料金 (CO2ゼロショッププラン)	電力需要	低圧電力	季節別プラン	CO2ゼロプラン	<p>13 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1211 488 1989 1289"> <thead> <tr> <th>需要区分</th> <th colspan="2">契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">電灯需要</td> <td colspan="2">定額電灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">従量電灯</td> <td>3段階料金</td> </tr> <tr> <td>一律単価料金 (CO2ゼロホームプラン)</td> </tr> <tr> <td>定率割2-A</td> </tr> <tr> <td>定率割2-B</td> </tr> <tr> <td>定率割2-C</td> </tr> <tr> <td>一律単価料金 (CO2ゼロショッププラン)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>時間帯別料金</u> (CO2ゼロホームプラン)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>時間帯別料金</u> (CO2ゼロショッププラン)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電力需要</td> <td rowspan="2">低圧電力</td> <td>季節別プラン</td> </tr> <tr> <td>CO2ゼロプラン</td> </tr> </tbody> </table>	需要区分	契約種別		電灯需要	定額電灯		従量電灯	3段階料金	一律単価料金 (CO2ゼロホームプラン)	定率割2-A	定率割2-B	定率割2-C	一律単価料金 (CO2ゼロショッププラン)		<u>時間帯別料金</u> (CO2ゼロホームプラン)		<u>時間帯別料金</u> (CO2ゼロショッププラン)	電力需要	低圧電力	季節別プラン	CO2ゼロプラン
需要区分	契約種別																																							
電灯需要	定額電灯																																							
	従量電灯	3段階料金																																						
		一律単価料金 (CO2ゼロホームプラン)																																						
		定率割2-A																																						
		定率割2-B																																						
		定率割2-C																																						
一律単価料金 (CO2ゼロショッププラン)																																								
電力需要	低圧電力	季節別プラン																																						
		CO2ゼロプラン																																						
需要区分	契約種別																																							
電灯需要	定額電灯																																							
	従量電灯	3段階料金																																						
		一律単価料金 (CO2ゼロホームプラン)																																						
		定率割2-A																																						
		定率割2-B																																						
		定率割2-C																																						
		一律単価料金 (CO2ゼロショッププラン)																																						
		<u>時間帯別料金</u> (CO2ゼロホームプラン)																																						
	<u>時間帯別料金</u> (CO2ゼロショッププラン)																																							
電力需要	低圧電力	季節別プラン																																						
		CO2ゼロプラン																																						
東北	<p>15 従量電灯 (追加)</p>	<p>15 従量電灯 <u>(5) 時間帯別料金 (CO2ゼロホームプラン)</u> <u>イ 適用範囲</u> <u>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適</u></p>																																						

用いたします。

(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがありま

す。

ニ 料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで100%とし、実質的にCO2排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が100%やCO2排出量が実質的にゼロとされない場合があります。なお、電源構成および全体のCO2排出係数は、当社HP (<https://smaden.com/co2zero/faq>) に記載のとおりです。

(6) 時間帯別料金 (CO2ゼロショッピングプラン)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 4（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

<u>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>95 パーセント</u>
<u>次の 14 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>85 パーセント</u>
<u>次の 30 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>75 パーセント</u>
<u>50 キロボルトアンペアをこえる部分につき</u>	<u>65 パーセント</u>

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は別紙に記載いたします。

		<p>へ <u>実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで100%とし、実質的にCO2排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が100%やCO2排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体のCO2排出係数は、当社HP (https://smaden.com/co2zero/faq) に記載のとおりです。</u></p>
東北	<p>別表</p> <p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (31,400 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を上回り、かつ、47,100円以下の場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が47,100円を上回る場合</p> <p>平均燃料価格は、47,100円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (47,100 - 31,400 \text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$	<p>別表</p> <p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (31,400 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を上回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ <p><u>(削除)</u></p>
東北	<p>【別紙】</p> <p>(追加)</p> <p><u>6 低圧電力 (季節別プラン・CO2ゼロプラン)</u></p>	<p>【別紙】</p> <p><u>6 時間帯別料金 (CO2ゼロホームプラン)</u></p> <p>料金は、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)</p>

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,201 円 80 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	15 円 95 銭	14 円 50 銭

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 電力量料金

1 月の電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1 キロワット時につき	27 円 70 銭
その他の電力量料金	1 キロワット時につき	30 円 80 銭

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

7 時間帯別料金（CO2 ゼロショッピングプラン）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 電力量料金

1 月の電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他

の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1 キロワット時につき	28 円 80 銭
その他の電力量料金	1 キロワット時につき	31 円 90 銭

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

8 低圧電力（季節別プラン・CO2 ゼロプラン）

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,201 円 80 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円95銭	14円50銭

ハ その他
 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

東京 [最終改訂日：令和3年11月1日]

[最終改訂日：令和4年2月1日]

東京 **13 契約種別**
 契約種別は、次のとおりといたします。

13 契約種別
 契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	2段階料金
		3段階料金
		段階割1
		定率割2-A
		定率割2-B
		定率割2-C
		昼間・夜間別プラン
		オール電化プラン
		季時別プラン
		一律単価料金（昼間割引プラン、夜間割引プラン）
		一律単価料金（CO2ゼロホームプラン）
		一律単価料金（CO2ゼロショッププラン）
電力需要	低圧電力	季節別プラン
		CO2ゼロプラン

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	2段階料金
		3段階料金
		段階割1
		定率割2-A
		定率割2-B
		定率割2-C
		昼間・夜間別プラン
		オール電化プラン
		季時別プラン
		一律単価料金（昼間割引プラン、夜間割引プラン）
		一律単価料金（CO2ゼロホームプラン）
		一律単価料金（CO2ゼロショッププラン）
		時間帯別料金 <u>（CO2ゼロホームプラン）</u>
		時間帯別料金 <u>（CO2ゼロショッププラン）</u>

		電力需要	低圧電力	季節別プラン
				CO2ゼロプラン
15 従量電灯 (追加)		<p>15 従量電灯</p> <p><u>(11) 時間帯別料金 (CO2ゼロホームプラン)</u></p> <p><u>イ 適用範囲</u></p> <p><u>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</u></p> <p><u>(イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。</u></p> <p><u>(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。</u></p> <p><u>ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。</u></p> <p><u>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</u></p> <p><u>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</u></p> <p><u>ハ 契約電流</u></p> <p><u>(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの</u></p>		

申出によって定めます。

(ロ) 契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われなことがあるあります。

ニ 料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで100%とし、実質的にCO2排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が100%やCO2排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体のCO2排出係数は、当社HP (<https://smaden.com/co2zero/faq>) に記載のとおりです。

(12) 時間帯別料金 (CO2ゼロショッププラン)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ハ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ニ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配

電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(ハ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表4(負荷設備の入力換算容量)によって換算するものといたします。)に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を決めます。

<u>最初の6キロボルトアンペアにつき</u>	<u>95パーセント</u>
<u>次の14キロボルトアンペアにつき</u>	<u>85パーセント</u>
<u>次の30キロボルトアンペアにつき</u>	<u>75パーセント</u>
<u>50キロボルトアンペアをこえる部分につき</u>	<u>65パーセント</u>

(ニ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉

		<p><u>器の定格電流に基づき、別表7(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</u></p> <p><u>なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。</u></p> <p><u>ホ 料金</u></p> <p><u>料金は別紙に記載いたします。</u></p> <p><u>へ 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで100%とし、実質的にCO2排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が100%やCO2排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体のCO2排出係数は、当社HP (https://smaden.com/co2zero/faq) に記載のとおりです。</u></p>
東京	<p>別表</p> <p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回<u>り</u>、かつ、<u>66,300円以下の場合</u></p>	<p>別表</p> <p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回<u>る場合</u></p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 66,300 円を上回る場合
平均燃料価格は、66,300 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (66,300 - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(削除)

東京

【別紙】

(追加)

1 2 低圧電力 (季節別プラン・CO2 ゼロプラン)

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,065 円 90 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値

【別紙】

1 2 時間帯別料金 (CO2 ゼロホームプラン)

料金は、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 電力量料金

1 月の電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1 キロワット時につき	26 円 90 銭
その他の電力量料金	1 キロワット時につき	29 円 90 銭

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

1 3 時間帯別料金 (CO2 ゼロショッププラン)

料金は、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とい

を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円37銭	15円80銭

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

たします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 電力量料金

1月の電力量料金は、その1月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その1月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

<u>昼間の電力量料金</u>	<u>1キロワット時につき</u>	<u>28円00銭</u>
<u>その他の電力量料金</u>	<u>1キロワット時につき</u>	<u>31円00銭</u>

なお、昼間時間とは毎日午前9時から午後3時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

1.4 低圧電力（季節別プラン・CO2ゼロプラン）

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料

金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,065円90銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円37銭	15円80銭

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

中部 [最終改訂日：令和3年11月1日]

[最終改訂日：令和4年2月1日]

中部 13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	定率割1
		定率割2-A
		定率割2-B
		昼間・夜間別プラン
		オール電化プラン
		季特別プラン
一律単価料金（昼間割引プラン、夜間割引プラン）		

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	定率割1
		定率割2-A
		定率割2-B
		昼間・夜間別プラン
		オール電化プラン
		季特別プラン
一律単価料金（昼間割引プラン、夜間割引プラン）		

		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>一律単価料金 (CO2 ゼロホームプラン)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>一律単価料金 (CO2 ゼロショッププラン)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電力需要</td> <td rowspan="2">低圧電力</td> <td>季節別プラン</td> </tr> <tr> <td>CO2 ゼロプラン</td> </tr> </table>			一律単価料金 (CO2 ゼロホームプラン)			一律単価料金 (CO2 ゼロショッププラン)	電力需要	低圧電力	季節別プラン	CO2 ゼロプラン			<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>一律単価料金 (CO2 ゼロホームプラン)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>一律単価料金 (CO2 ゼロショッププラン)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>時間帯別料金 (CO2 ゼロホームプラン)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>時間帯別料金 (CO2 ゼロショッププラン)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電力需要</td> <td rowspan="2">低圧電力</td> <td>季節別プラン</td> </tr> <tr> <td>CO2 ゼロプラン</td> </tr> </table>			一律単価料金 (CO2 ゼロホームプラン)			一律単価料金 (CO2 ゼロショッププラン)			<u>時間帯別料金 (CO2 ゼロホームプラン)</u>			<u>時間帯別料金 (CO2 ゼロショッププラン)</u>	電力需要	低圧電力	季節別プラン	CO2 ゼロプラン
		一律単価料金 (CO2 ゼロホームプラン)																													
		一律単価料金 (CO2 ゼロショッププラン)																													
電力需要	低圧電力	季節別プラン																													
		CO2 ゼロプラン																													
		一律単価料金 (CO2 ゼロホームプラン)																													
		一律単価料金 (CO2 ゼロショッププラン)																													
		<u>時間帯別料金 (CO2 ゼロホームプラン)</u>																													
		<u>時間帯別料金 (CO2 ゼロショッププラン)</u>																													
電力需要	低圧電力	季節別プラン																													
		CO2 ゼロプラン																													
中部	15 従量電灯 (追加)	15 従量電灯 <u>(9) 時間帯別料金 (CO2 ゼロホームプラン)</u> <u>イ 適用範囲</u> <u>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</u> <u>(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</u> <u>(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。</u> <u>ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。</u> <u>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</u>																													

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われなことがあるあります。

ニ 料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP (<https://smaden.com/co2zero/faq>) に記載のとおりです。

(10) 時間帯別料金 (CO2 ゼロショッピングプラン)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ホ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原

則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

- (へ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (ホ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 4（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

<u>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>95 パーセント</u>
<u>次の 14 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>85 パーセント</u>
<u>次の 30 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>75 パーセント</u>
<u>50 キロボルトアンペアをこえる部分につき</u>	<u>65 パーセント</u>

(へ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 7 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は別紙に記載いたします。

へ 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP (<https://smaden.com/co2zero/faq>) に記載のとおりです。

中部

別表

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合

別表

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合

燃料費調整単価 = (45,900 円 - 平均燃料価格) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回り、かつ、68,900 円以下の場合

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 45,900 円) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 68,900 円を上回る場合
平均燃料価格は、68,900 円といたします。

燃料費調整単価 = (68,900 - 45,900 円) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$

燃料費調整単価 = (45,900 円 - 平均燃料価格) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 45,900 円) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$

(削除)

中部

【別表】

(追加)

1 0 低圧電力 (季節別プラン・CO2 ゼロプラン)

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2〔燃料費調整〕(1) イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表 1〔燃料費調整〕(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1〔燃料費調整〕(1) イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別表 1〔燃料費調整〕(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,086 円 80 銭
-----------------	--------------

【別表】

1 0 時間帯別料金 (CO2 ゼロホームプラン)

料金は、その 1 月の使用電力量に基づき次によって算定された金額および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2〔燃料費調整〕(1) イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表 2〔燃料費調整〕(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2〔燃料費調整〕(1) イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別表 2〔燃料費調整〕(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 電力量料金

1 月の電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1 キロワット時につき	26 円 90 銭
その他の電力量料金	1 キロワット時につき	29 円 90 銭

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円04銭	15円49銭

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

1.1 時間帯別料金 (CO2ゼロショッププラン)

料金は、その1月の使用電力量に基づき次によって算定された金額および別表1〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2〔燃料費調整〕(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表2〔燃料費調整〕(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2〔燃料費調整〕(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表2〔燃料費調整〕(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 電力量料金

1月の電力量料金は、その1月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その1月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

<u>昼間の電力量料金</u>	<u>1キロワット時につき</u>	<u>28円00銭</u>
<u>その他の電力量料金</u>	<u>1キロワット時につき</u>	<u>31円00銭</u>

なお、昼間時間とは毎日午前9時から午後3時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

1.2 低圧電力 (季節別プラン・CO2ゼロプラン)

料金は、基本料金、電力量料金および別表2〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2〔燃料費調整〕(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1〔燃料費調整〕(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1〔燃料費調整〕(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1〔燃料費調整〕(1)ニによって算定された燃料費

調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,086円80銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円04銭	15円49銭

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

北陸

[最終改訂日：令和3年11月1日]

[最終改訂日：令和4年2月1日]

北陸

13 契約種別

契約種別は、次のとおりいたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	3 段 階 料 金
		定 率 割

13 契約種別

契約種別は、次のとおりいたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	3 段 階 料 金
		定 率 割

				昼間・夜間別				昼間・夜間別
				一律単価料金 (CO2 ゼロホームプラン)				一律単価料金 (CO2 ゼロホームプラン)
				一律単価料金 (CO2 ゼロショッププラン)				一律単価料金 (CO2 ゼロショッププラン)
	電力 需要	低圧 電力		季節別プラン				<u>時間帯別料金</u> <u>(CO2 ゼロホームプラン)</u>
				CO2 ゼロプラン				<u>時間帯別料金</u> <u>(CO2 ゼロショッププラン)</u>
					電力 需要	低圧 電力		季節別プラン
								CO2 ゼロプラン

北陸	15 従量電灯 (追加)	15 従量電灯 <u>(6) 時間帯別料金 (CO2 ゼロホームプラン)</u> <u>イ 適用範囲</u> <u>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</u> <u>(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</u> <u>(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。</u> <u>ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあり</u>
----	-----------------	---

ます。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われなことがありません。

ニ 料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP (<https://smaden.com/co2zero/faq>) に記載のとおりです。

(7) 時間帯別料金 (CO2 ゼロショッピングプラン)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ト) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(チ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(ト) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 4（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある

場合は、別表 3 (契約負荷設備の総容量の算定) によって総容量を決めます。

<u>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>95 パーセント</u>
<u>次の 14 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>85 パーセント</u>
<u>次の 30 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>75 パーセント</u>
<u>50 キロボルトアンペアをこえる部分につき</u>	<u>65 パーセント</u>

(チ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 7 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は別紙に記載いたします。

へ 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP (<https://smaden.com/co2zero/faq>) に記載のとおりです。

北陸

別表

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

別表

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

<p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (21,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を <u>上回り</u>、かつ、<u>32,900 円以下の場合</u></p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 21,900 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 32,900 円を上回る場合</p> <p>平均燃料価格は、32,900 円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (32,900 - 21,900 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$	<p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (21,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を <u>上回る場合</u></p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 21,900 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ <p><u>(削除)</u></p>			
<p>北陸</p> <p>【別表】 (追加)</p> <p>7 低圧電力 (季節別プラン・CO2 ゼロプラン)</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金</p>	<p>【別表】</p> <p>7 時間帯別料金 (CO2 ゼロホームプラン)</p> <p>料金は、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1317 1401 2130 1461"> <tr> <td>昼間の電力量料金</td> <td>1 キロワット時につき</td> <td>22 円 90 銭</td> </tr> </table>	昼間の電力量料金	1 キロワット時につき	22 円 90 銭
昼間の電力量料金	1 キロワット時につき	22 円 90 銭		

は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1107 円 70 銭
-----------------	-------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	12 円 16 銭	11 円 10 銭

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

その他の電力量料金

1 キロワット時につき

25 円 50 銭

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

8 時間帯別料金 (CO2 ゼロシヨッププラン)

料金は、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)

(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整)

(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金

1 キロワット時につき

24 円 00 銭

その他の電力量料金

1 キロワット時につき

26 円 60 銭

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

9 低圧電力 (季節別プラン・CO2 ゼロプラン)

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、

別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1107円70銭
---------------	----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	12円16銭	11円10銭

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

関西 [最終改訂日：令和3年11月1日]

[最終改訂日：令和4年2月1日]

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量	2 段 階 料 金

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量	2 段 階 料 金

			電 灯	段階割 1			電 灯	段階割 1
				定率割 2-A				定率割 2-A
				定率割 2-B				定率割 2-B
				定率割 2-C				定率割 2-C
				昼間・夜間別プラン				昼間・夜間別プラン
				オール電化プラン				オール電化プラン
				季特別プラン				季特別プラン
				一律単価料金（昼間割引プラン、夜間割引プラン）				一律単価料金（昼間割引プラン、夜間割引プラン）
				一律単価料金（CO2 ゼロホームプラン）				一律単価料金（CO2 ゼロホームプラン）
				一律単価料金（CO2 ゼロショッププラン）				一律単価料金（CO2 ゼロショッププラン）
	電 力 需 要	低 圧 電 力		季節別プラン				<u>時間帯別料金</u> <u>(CO2 ゼロホームプラン)</u>
				CO2 ゼロプラン				<u>時間帯別料金</u> <u>(CO2 ゼロショッププラン)</u>
			電 力 需 要			低 圧 電 力		季節別プラン
								CO2 ゼロプラン

関西	15 従量電灯 (追加)	15 従量電灯 <u>(9) 時間帯別料金 (CO2 ゼロホームプラン)</u> <u>イ 適用範囲</u> <u>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</u> <u>(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</u> <u>(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）</u>	
----	-----------------	--	--

が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ 料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロ

ロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が100%やCO2排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体のCO2排出係数は、当社HP (<https://smaden.com/co2zero/faq>) に記載のとおりです。

(10) 時間帯別料金 (CO2ゼロショッピングプラン)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(リ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ヌ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(リ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表4（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

<u>最初の6キロボルトアンペアにつき</u>	<u>95パーセント</u>
<u>次の14キロボルトアンペアにつき</u>	<u>85パーセント</u>
<u>次の30キロボルトアンペアにつき</u>	<u>75パーセント</u>
<u>50キロボルトアンペアをこえる部分につき</u>	<u>65パーセント</u>

(ヌ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は別紙に記載いたします。

へ 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで100%とし、実質的にCO2排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が100%やCO2排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体のCO2排出係数は、当社HP (<https://smaden.com/co2zero/faq>) に記載のとおりです。

関西

別表

別表

	<p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を <u>上回り</u>、かつ、<u>40,700 円以下の場合</u></p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>40,700 円を上回る場合</u></p> <p>平均燃料価格は、<u>40,700 円</u>といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (40,700 \text{ 円} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$	<p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を <u>上回る場合</u></p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$ <p><u>(削除)</u></p>
<p>関西</p>	<p>【別紙】</p> <p>(追加)</p> <p>1 1 低圧電力 (季節別プラン・CO2 ゼロプラン)</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、関西電力株式会社の燃料費調整額に準じ、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費</p>	<p>【別紙】</p> <p>1 1 時間帯別料金 (CO2 ゼロホームプラン)</p> <p>料金は、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>

調整（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,024円10銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	14円35銭～ 17円98銭※	12円90銭～ 16円53銭※

※販売代理店毎に、上記金額の範囲の中で設定されます。

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

イ 電力量料金

電力量料金は、その1月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その1月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1キロワット時につき	22円90銭
夜間の電力量料金	1キロワット時につき	25円50銭

なお、昼間時間とは毎日午前9時から午後3時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

1.2 時間帯別料金（CO2ゼロショッププラン）

料金は、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と

いたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）

（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2

（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上

回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額

を加えたものといたします。

イ 電力量料金

電力量料金は、その1月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その1月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1キロワット時につき	24円00銭
その他の電力量料金	1キロワット時につき	26円60銭

なお、昼間時間とは毎日午前9時から午後3時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

1.3 低圧電力（季節別プラン・CO2ゼロプラン）

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、関西電力株式会社の燃料費調整額に準じ、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,024円10銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	14円35銭～ 17円98銭※	12円90銭～ 16円53銭※

※販売代理店毎に、上記金額の範囲の中で設定されます。

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

中国 [最終改訂日：令和3年11月1日]

[最終改訂日：令和4年2月1日]

中国 13 契約種別
契約種別は、次のとおりといたします。

13 契約種別
契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	3 段階料金
		定率割
		昼間・夜間別
		一律単価料金 (CO2 ゼロホームプラン)
	一律単価料金 (CO2 ゼロショッププラン)	
電 力 需 要	低 圧 電 力	季節別プラン
		CO2 ゼロプラン

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	3 段階料金
		定率割
		昼間・夜間別
		一律単価料金 (CO2 ゼロホームプラン)
		一律単価料金 (CO2 ゼロショッププラン)
		<u>時間帯別料金 (CO2 ゼロホームプラン)</u>
	<u>時間帯別料金 (CO2 ゼロショッププラン)</u>	
電 力 需 要	低 圧 電 力	季節別プラン
		CO2 ゼロプラン

中国 15 従量電灯
(追加)

15 従量電灯
(5) 時間帯別料金 (CO2 ゼロホームプラン)
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と

契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われなことがありません。

ニ 料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー

一指定の非化石証書を使用することで100%とし、実質的にCO2排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が100%やCO2排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体のCO2排出係数は、当社HP (<https://smaden.com/co2zero/faq>) に記載のとおりです。

(6) 時間帯別料金 (CO2 ゼロショッピングプラン)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ル) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ヲ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(ル) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表4（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

<u>最初の6キロボルトアンペアにつき</u>	<u>95パーセント</u>
<u>次の14キロボルトアンペアにつき</u>	<u>85パーセント</u>
<u>次の30キロボルトアンペアにつき</u>	<u>75パーセント</u>
<u>50キロボルトアンペアをこえる部分につき</u>	<u>65パーセント</u>

(ヲ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は別紙に記載いたします。

へ 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで100%とし、実質的にCO2排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が100%やCO2排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体のCO2排出係数は、当社HP (<https://smaden.com/co2zero/faq>) に記載のとおりです。

<p>中国</p>	<p>別表</p> <p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を <u>上回り</u>、かつ、<u>38,300 円以下の場合</u></p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,000 円を <u>上回る場合</u></p> <p>平均燃料価格は、39,000 円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (39,000 \text{ 円} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$	<p>別表</p> <p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を <u>上回る場合</u></p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ <p><u>(削除)</u></p>
<p>中国</p>	<p>【別紙】</p> <p>(追加)</p> <p>7 低圧電力 (季節別プラン・CO2 ゼロプラン)</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、中国電力株式会社の燃料費調整額に準じ、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによ</p>	<p>【別紙】</p> <p>7 時間帯別料金 (CO2 ゼロホームプラン)</p> <p>料金は、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額</p>

って算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整（1））によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,055 円 45 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	15 円 04 銭	13 円 75 銭

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

を加えたものといたします。

イ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1 キロワット時につき	23 円 90 銭
その他の電力量料金	1 キロワット時につき	26 円 60 銭

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

8 時間帯別料金（CO2 ゼロショッププラン）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）

（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1 キロワット時につき	25 円 00 銭
その他の電力量料金	1 キロワット時につき	27 円 70 銭

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

9 低圧電力（季節別プラン・CO2 ゼロプラン）

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、中国電力株式会社の燃料費調整額に準じ、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,055円45銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円04銭	13円75銭

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

四国

[最終改訂日：令和3年11月1日]

[最終改訂日：令和4年2月1日]

四国

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	3 段階料金
		定率割
		昼間・夜間別
		一律単価料金 (CO2 ゼロホームプラン)
	一律単価料金 (CO2 ゼロショッププラン)	
電 力 需 要	低 圧 電 力	季節別プラン
		CO2 ゼロプラン

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	3 段階料金
		定率割
		昼間・夜間別
		一律単価料金 (CO2 ゼロホームプラン)
		一律単価料金 (CO2 ゼロショッププラン)
		<u>時間帯別料金</u> <u>(CO2 ゼロホームプラン)</u>
	<u>時間帯別料金</u> <u>(CO2 ゼロショッププラン)</u>	
電 力 需 要	低 圧 電 力	季節別プラン
		CO2 ゼロプラン

四国

15 従量電灯

(追加)

15 従量電灯

(6) 時間帯別料金 (CO2 ゼロホームプラン)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われなことがありません。

ニ 料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生

可能エネルギーによる電気の比率が100%やCO2排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体のCO2排出係数は、当社HP (<https://smaden.com/co2zero/faq>) に記載のとおりです。

(7) 時間帯別料金 (CO2 ゼロショッピングプラン)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 4（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

<u>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>95 パーセント</u>
<u>次の 14 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>85 パーセント</u>
<u>次の 30 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>75 パーセント</u>
<u>50 キロボルトアンペアをこえる部分につき</u>	<u>65 パーセント</u>

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は別紙に記載いたします。

へ 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとしない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP (<https://smaden.com/co2zero/faq>) に記載のとおりです。

四国 別表

別表

	<p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を <u>上回り、かつ、39,000 円以下の場合</u></p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,000 円を上回る場合</p> <p><u>平均燃料価格は、39,000 円といたします。</u></p> $\text{燃料費調整単価} = (39,000 \text{ 円} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$	<p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を <u>上回る場合</u></p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ <p><u>(削除)</u></p>
四国	<p>【別紙】</p> <p>(追加)</p> <p>7 低圧電力 (季節別プラン・CO2 ゼロプラン)</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、四国電力株式会社の燃料費調整額に準じ、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費</p>	<p>【別紙】</p> <p>7 時間帯別料金 (CO2 ゼロホームプラン)</p> <p><u>料金は、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</u></p>

調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,060円68銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円80銭	14円36銭

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

イ 電力量料金

電力量料金は、その1月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その1月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1キロワット時につき	24円40銭
その他の電力量料金	1キロワット時につき	27円20銭

なお、昼間時間とは毎日午前9時から午後3時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

8 時間帯別料金 (CO2ゼロショッププラン)

料金は、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)

(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 電力量料金

電力量料金は、その1月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その1月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1キロワット時につき	25円50銭
その他の電力量料金	1キロワット時につき	28円30銭

なお、昼間時間とは毎日午前9時から午後3時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

9 低圧電力 (季節別プラン・CO2ゼロプラン)

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、四国電力株式会社の燃料費調整額に準じ、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,060円68銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円80銭	14円36銭

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

九州

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	3 段階料金
		定率割
		昼間・夜間別
		一律単価料金 (CO2 ゼロホームプラン)
	一律単価料金 (CO2 ゼロショッププラン)	
電 力 需 要	低 圧 電 力	季節別プラン
		CO2 ゼロプラン

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	3 段階料金
		定率割
		昼間・夜間別
		一律単価料金 (CO2 ゼロホームプラン)
		一律単価料金 (CO2 ゼロショッププラン)
		<u>時間帯別料金</u> <u>(CO2 ゼロホームプラン)</u>
	<u>時間帯別料金</u> <u>(CO2 ゼロショッププラン)</u>	
電 力 需 要	低 圧 電 力	季節別プラン
		CO2 ゼロプラン

九州

15 従量電灯

(追加)

15 従量電灯

(6) 時間帯別料金 (CO2 ゼロホームプラン)イ 適用範囲電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ 料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生

可能エネルギーによる電気の比率が100%やCO2排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体のCO2排出係数は、当社HP (<https://smaden.com/co2zero/faq>) に記載のとおりです。

(7) 時間帯別料金 (CO2 ゼロショッピングプラン)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ハ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ニ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(ハ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 4（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

<u>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>95 パーセント</u>
<u>次の 14 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>85 パーセント</u>
<u>次の 30 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>75 パーセント</u>
<u>50 キロボルトアンペアをこえる部分につき</u>	<u>65 パーセント</u>

(ニ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は別紙に記載いたします。

へ 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP (<https://smaden.com/co2zero/faq>) に記載のとおりです。

九州
別表
2 燃料費調整

別表
2 燃料費調整

	<p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を <u>上回り</u>、かつ、<u>41,100 円以下</u>の場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,100 円を上回る場合</p> <p>平均燃料価格は、41,100 円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (41,100 - 27,400 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$	<p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を <u>上回る場合</u></p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ <p><u>(削除)</u></p>
九州	<p>【別紙】</p> <p>(追加)</p> <p>7 低圧電力 (季節別プラン・CO2 ゼロプラン)</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>	<p>【別紙】</p> <p>7 時間帯別料金 (CO2 ゼロホームプラン)</p> <p>料金は、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p><u>イ 電力量料金</u></p>

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	961円40銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円12銭	15円43銭

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

電力量料金は、その1月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その1月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1キロワット時につき	25円10銭
その他の電力量料金	1キロワット時につき	27円90銭

なお、昼間時間とは毎日午前9時から午後3時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

8 時間帯別料金 (CO2ゼロショッププラン)

料金は、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)によって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)によって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 電力量料金

電力量料金は、その1月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その1月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1キロワット時につき	26円20銭
夜間の電力量料金	1キロワット時につき	29円00銭

なお、昼間時間とは毎日午前9時から午後3時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

9 低圧電力 (季節別プラン・CO2ゼロプラン)

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進

賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	961円40銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円12銭	15円43銭

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。